

2025 年度大学入試自治体（最上町）推薦者募集及び選考・推薦要綱

（目的）

第 1 この要綱は、最上町と日本福祉大学が締結した友好協力宣言及びこれらに関する協定に基づき、日本福祉大学が実施する自治体推薦入学試験の受験を希望する者の募集及び選考・推薦基準等について定めるものとする。

（募集学部学科）

第 2 募集する学部及び学科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専攻・専修	定 員
社会福祉学部 (*1)	社会福祉学科	総合政策専修 (*2)	若干名
		現代社会専修 (*2)	若干名
教育・心理学部	こども学科 (*3)		若干名
	学校教育学科		若干名
	心理学科		若干名
スポーツ科学部	スポーツ科学科		若干名
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	若干名
		作業療法学専攻	若干名
工学部 (*4)	工学科	情報工学専修	若干名
		建築学専修	若干名
経済学部	経済学科	経済専修 (*2)	若干名
		経営専修 (*2)	若干名
国際学部	国際学科		若干名
看護学部	看護学科		若干名

*1 社会福祉学部は、東海キャンパスへ移転を計画しています。令和 9 年 4 月からは、東海キャンパスへ通学することになる予定です。

*2 令和 7 年 4 月改組予定

*3 令和 7 年 4 月仮称・名称変更構想中

*4 令和 7 年 4 月開設予定（仮称・設置構想中）

※移転・名称変更・設置計画は予定であり、内容に変更が生じる可能性があります。

（応募資格）

第 3 最上町に住所を有する者の子弟で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校を 2025 年 3 月卒業見込の者、最上町外に住所を有する者の子弟で新庄北高等学校最上校を 2025 年 3 月卒業見込の者で、且つ次の各号に全て該当する者とする。

- ①人物および学力ともに優れ、日本福祉大学の教育活性化に貢献のできる資質、能力と意欲を有する者。
- ②日本福祉大学を専願とする者。（合格者は必ず入学していただきます）
- ③出願時の全体の評定平均値が以下の基準を満たしている者。

社会福祉学部	3.2 以上
教育・心理学部 こども学科	3.0 以上
教育・心理学部 学校教育学科	3.2 以上
教育・心理学部 心理学科	3.2 以上
スポーツ科学部	3.2 以上
健康科学部	3.5 以上
工学部	3.2 以上
経済学部	3.0 以上
国際学部	3.0 以上
看護学部	3.8 以上

(募集期間)

第4 2025年度入学試験推薦者の募集は、次のとおりとする。

2024年9月3日(火)から2024年9月17日(火)までとし、土曜・日曜及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後12時、午後1時から午後5時まで受付けるものとする。

(受付場所)

第5 受付の場所は、最上町教育委員会 教育文化課学校教育室とする。

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町644番地 TEL 0233-43-2053

(応募手続き)

第6 応募する者は、次の書類を前第5の受付場所に持参のうえ提出すること。(代理提出可)

- ①自治体(最上町)推薦大学入試受験申込書(町要綱様式第1号)1部
- ②高等学校調査書(各高校手持ち様式)2部(学校長作成1部ずつ別々の封筒に入れ、封印のうえ提出のこと、開封無効)
- ③出身高等学校長の推薦書(町要綱様式第2号)1部(学校長作成 封印のうえ提出のこと、開封無効)
- ④志望動機書(大学所定様式)の写し1部

(推薦者数並びに決定通知と時期)

第7 自治体(最上町)が、日本福祉大学の自治体推薦入試に推薦する者の人数は、各学部学科専攻専修若干名とし、町が別に定める基準により選考のうえ推薦者を決定し、本人又は、保護者等へ通知する。

(2) 自治体推薦書(別紙-1 大学所定様式)は、2024年9月25日(水)まで発送する。

(自治体推薦入学試験の出願手続き)

第8 前第7の(2)の決定通知を受けた者は、日本福祉大学自治体推薦入試要項に従い、自らインターネット出願手続きを行うこと。

※インターネット出願登録期間： 2024年9月22日(日)9:00~10月4日(金)10:00まで

※入学検定料払込期限： 2024年10月4日(金)13:00まで

※出願書類提出期限： 2024年10月6日(日)17:00必着

※試験日： 2024年10月20日(日)日本福祉大学 東海キャンパス

(合格者の入学手続き)

第9 自治体推薦により受験した者が、合格の通知を受けたときは、遅滞なく本人が責任をもって手続きを行うこと。

(選考委員会の設置及び事務の所管)

第10 自治体推薦入試受験希望者からの自治体推薦者を選考決定するため、町に自治体(最上町)推薦入試選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(2) 選考委員会の事務の所管は、教育文化課とする。

(3) 選考委員会の委員は、教育長と教育委員をもって構成し、委員長は、教育長がその職に当たるものとする。

(4) 選考委員会は、原則として委員の5分の3以上の出席がなければ選考委員会を開くことができない。

(選考委員会の公開及びその手続き)

第11 選考委員会の選考結果及び内容については、本人より開示の請求があった場合のみ、町の情報公開に関する条例等の規定によりこれを公開できるものとする。

(2) 何人も、選考内容を他に漏らしてはならない。

(別紙)

自治体（最上町）推薦大学入試推薦基準（要綱第7の1）

I. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じ態度・行動が学生に相応しく、将来良識ある社会人として国内外及び地域社会において活動できる見込のあること。

II. 健康について

修学に十分耐えるもと認められること。

III. 学力について

高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から申し込み年の第一学期までの学習成績の評定が全履修科目について平均した値が以下の基準を満たしている者。

・社会福祉学部	3.2 以上
・教育・心理学部 こども学科	3.0 以上
・教育・心理学部 学校教育学科	3.2 以上
・教育・心理学部 心理学科	3.2 以上
・スポーツ科学部	3.2 以上
・健康科学部	3.5 以上
・工学部	3.2 以上
・経済学部	3.0 以上
・国際学部	3.0 以上
・看護学部	3.8 以上

[推薦事務要領]

I. 人物について

- 1 「態度・行動が学生に相応しく」とは、校内外の生活を通じて規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放免・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。
- 2 「良識ある社会人」とは、一般的な意味のほかに、自治体（最上町）推薦者であることについても十分な責任感があると認められる者を意味する。
- 3 人物については、選考委員・学校長・担任教員等による所見、その他学校における諸記録等を参照して総合的に判断する。

II. 健康について

健康上の事由により修学上支障が有るか否かを基準として、修学上支障のない人を推薦するものとする。身体に障がいのある人についても修学上支障がなければ推薦しても差し支えない。

III. 学力について

高等学校における学習成績の評定平均値は、第1学年から申し込み年の第一学期までの全履修科目の評定をすべて合計し、全履修科目数で割った値が3.0（但し看護学部は3.8以上、健康科学部は3.5以上、社会福祉学部、教育・心理学部学校教育学科、教育・心理学部心理学科、スポーツ科学部、工学部は3.2以上）以上であればよい。

従って、各学年ごとに3.0（但し看護学部は3.8、健康科学部は3.5、社会福祉学部、教育・心理学部学校教育学科、教育・心理学部心理学科、スポーツ科学部、工学部は3.2）以上でなくてもよい。（履修科目の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して算定すること。）

IV. その他

これら基準及び事務要領によりがたい場合は、「独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦事務要領」を参考に、選考委員会で判断する。